

福井県報

第 159 号
令和 3 年
8 月 2 4 日 (火)
火 曜 日 発 行

告 示

目 次

- 救急業務に係る医療機関の認定(三四一・福井保健所)……………一
- 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出(三四二・三四三・水産課)……………一
- 保安林の指定の予定(三四四・森づくり課)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(三四五・丹南農林総合事務所)……………二
- 告 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(統計情報課)……………二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(危機対策・防災課)……………三
- クリーニング師の研修の指定(医薬食品・衛生課)……………三
- クリーニング所の業務に従事するものに対する講習の指定(同)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(工業技術センター)……………四
- 土地改良区の役員の就任(丹南農林総合事務所)……………四
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件・都市計画課)……………四
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習の実施(一〇〇・生活安全企画課)……………四

告 示

福井県告示第341号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 福井大学医学部附属病院
- 所在地 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
- 認定の有効期間
自 令和3年9月1日
至 令和6年8月31日

福井県告示第342号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第二号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

越前町A加入区

1 発起人の住所および氏名

福井県丹生郡越前町新保12-1-1

小林 利幸

福井県丹生郡越前町新保13-7-2

倉崎 忠弘

2 区域

越前町漁業協同組合の地区のうち、旧越前漁業協同組合の地区の区域

3 区分

機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業、沖合底びき網漁業および貝かご漁業を併せ
営む漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準
用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和3年7月20日

福井県告示第343号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

越前町G加入区

1 発起人の住所および氏名

福井県丹生郡越前町高佐白浜20-4-1

山下 覚

福井県丹生郡越前町高佐36-16

高矢 孝祐

2 区 域

越前町漁業協同組合の地区のうち、旧高佐漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

機船底びき網漁業および沖合底びき網漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準

用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和3年7月20日

福井県告示第344号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林子定森林の所在場所

大野市角野47字タワゲ1の1、1の5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

4 7字タワゲ1の1・1の5（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名 称	認可年月日
松ヶ鼻土地改良区	令和3年8月11日
日野川用水土地改良区	令和3年8月11日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

行政情報ネットワークファイアウォール機器等の購入および保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県地域戦略部統計情報課

3 福井県福井市大手3丁目17番1号

4 落札者を決定した日

令和3年8月4日

5 落札者の名称および住所

株式会社江守情報

福井県福井市順化1丁目24-38

6 落札金額

44,809,600円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年6月22日

政府調達に関する協定の適用を受けける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定職務の名称および数量
福井県災害情報インターネットシステム避難所運営機能追加業務 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県安全環境部危機対策・防災課
福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 3 落札者を決定した日
令和3年7月21日
 - 4 落札者の名称および住所
日本無線・ワルツ電波福井県災害情報インターネットシステム再構築業務共同企業体
福井県福井市豊島2丁目7番4号
 - 5 落札金額
32,800,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約の理由
福井県災害情報インターネットシステムはバッテリー開発により設計・構築されており、基本的なプログラムの著作権が構築業者に帰属している。これらにオプション機能である避難所運営機能を加えるには、本体の著作権を有する事業者しか対応できない。また、災害時の防災情報を提供するシステムであり、新たな機能を付加するにあたっては、稼働中のシステムの停止や誤作動を起こしてはならない。以上の理由から本事業は本体の開発業者しか対応できないため
- クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づきクリーニング師の研修（以下「研修」という。）を指定したので、次のとおり公示する。
- 令和3年8月24日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 研修の主催者の名称および住所

- 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 研修の種類
第2型研修（通信制で行うもの）
 - 3 受講の申込みの受付期間
第1回 令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで
第2回 令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）まで
 - 4 研修の科目（レポートの課題）
 - (1) 衛生法規および公衆衛生
 - (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し
 - (3) 洗濯物の処理
 - (4) 繊維および繊維製品
 - 5 受講料
5,000円
 - 6 その他
研修に関する問合せは、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター（〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県職員会館ビル内 電話 0776-25-2064）に行うこと。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づきクリーニング師の業務に従事するものに対する講習（以下「講習」という。）を指定したので、次のとおり公示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 講習の主催者の名称および住所
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 講習の種類
第2型講習（通信制で行うもの）
- 3 受講の申込みの受付期間
第1回 令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで
第2回 令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）まで
- 4 講習の科目（レポートの課題）
 - (1) 衛生法規および公衆衛生
 - (2) 洗濯物の受取、保管および引渡し
 - (3) 洗濯物の処理
 - (4) 繊維および繊維製品

- 5 受講料
4, 500円
- 6 その他
講習に関する問合せは、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター（〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県職員会館ビル内 電話 0776-25-2064）に行うこと。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
ソーラーシミュレーター 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県工業技術センター
福井県福井市川合鷺塚町61-10
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月4日
- 4 落札者の名称および所在地
株式会社ホクシン
福井市経田1丁目104番地
- 5 落札金額
65,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年6月22日

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年7月29日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 佐治 覺次 越前市中平吹町744
〃 海田 和廣 〃 山室町506-2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、越前市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
地域地区（用途地域）
(2) 名称
丹南都市計画（越前市）用途地域
- 2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、越前市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年8月24日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
地域地区（特別用途地区）
(2) 名称
丹南都市計画（越前市）特別用途地区
- 2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

公安委員会公告

福井県公安委員会告示第100号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員

会規則第2号)第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和3年8月24日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	令和3年10月12日(火)から 令和3年10月19日(火)まで	20名
	追加取得講習	令和3年10月15日(金)から 令和3年10月19日(火)まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	令和3年10月12日(火)から 令和3年10月18日(月)まで	20名
	追加取得講習	令和3年10月15日(金)から 令和3年10月18日(月)まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

(イ) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(ロ) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(ハ) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

(ニ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(ホ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した

後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

イ 追加取得講習

3号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

4号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和3年9月6日(月)から同年9月17日(金)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

(イ) 警備員指導教育責任者講習申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。)

1通

(ロ) 追加取得講習の受講を希望する者については、資格者証等の写し 1通

イ 3号警備業務

(イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

ア 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)

1通

イ 履歴書 1通

(ロ) 3(1)ア(イ)に該当する者

当該警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ハ) 3(1)ア(ロ)に該当する者

当該警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

ア 警備業務従事証明書 1通

(ニ) 3(1)ア(ニ)に該当する者

当該警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

- (オ) 3(1)ア(オ)に該当する者
- a 当該警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - ウ 4号警備業務
 - (ア) 警備業務従事証明書 1通
 - (イ) 履歴書 1通
- (4) 手数料
- ア 3号警備業務
 - (ア) 新規取得講習 38,000円
 - (イ) 追加取得講習 14,000円
 - イ 4号警備業務
 - (ア) 新規取得講習 34,000円
 - (イ) 追加取得講習 10,000円
- に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習受講申込書に貼り付けること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 5 講習に関する問合せ先
福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話0776-22-2880(内線3192、3193) または各警察署生活安全課(係)
- 6 その他
- (1) 委託先
本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 修了審査
講習終了後、福井県公安委員会が修了審査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。